

各 部（局） 長

殿

各 総 合 支 庁 長

総 務 部 長

令和7年度予算の執行について（依命通知）

令和7年度当初予算は、「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」の実現に向けて、「令和7年度県政運営の基本的考え方」に基づき、「中長期を見据えた『人口減少対策』の強化」「時代の変化を推進力とした『産業の稼ぐ力の向上』」「様々なリスクへの対応強化による『安全・安心の確保』」の3つの方向性を重視しつつ、「物価高騰の影響を受ける生活者・事業者への支援」にも重点的に取り組みながら、県民とともに山形県の明るい未来を創っていくため、「やまがた“みらい共創”予算」として編成したところである。

一方で、歳入面では、県税や地方交付税が増額となるものの、歳出面では、社会保障関係経費や公債費が引き続き高い水準で推移すること、また、自然災害をはじめとした様々なリスクへの対応、その他行政需要の多様化・複雑化等により、多額の財源不足が生じたところである。このため、歳入・歳出両面からの財源確保対策を講じることにより、財源不足額を圧縮した上で、なお不足する180億円については調整基金の取崩しを余儀なくされた。

また、「山形県財政の中期展望」で示したとおり、令和8年度以降も毎年度150億円から200億円程度の多額の財源不足が見込まれており、これを解消するためには、歳入確保対策に加え、これまで毎年度30億円としていた事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化の目標額を50億円に拡大するなど、歳出の見直しを今まで以上に徹底していかなければならない。

このような状況を踏まえ、予算の執行に当たっては、下記事項に留意しつつ、最少の経費で最大、最良の効果を得るというコスト意識及び県民の立場に立った前向きな視点からの改善意識を常に持ち、計画的、効率的かつ効果的な執行に努めるよう、命により通知する。

なお、この趣旨を全職員に徹底すること。

記

1 基本的事項

「山形県行財政改革推進プラン2025」に基づき、各部局長及び総合支庁長のマネジメントの下、現場の実態等を十分に踏まえるとともに、自らの問題意識で事務事業の見直し・改善の提案を行い、従来にも増して、歳入の確保及び歳出の見直しの取組みを徹底すること。

また、「令和7年度予算の編成について（依命通知）」（令和6年10月9日付け財第106号）を踏まえ、市町村や、民間資金の活用も含めた民間等との連携を徹底するとともに、部局横断的な行政課題について、関係部局及び総合支庁における情報共有や意見交換などを行い、効果的・効率的な執行に努めること。

2 歳入関係

(1) 県税

市町村との連携強化、滞納整理の強化及び納税環境の整備を推進し、確実に収入を確保すること。

(2) 分担金及び負担金

関係機関等との連携を密にし、事業執行に支障を来さないよう収入を確保すること。

(3) 使用料及び手数料

行政サービスに対する受益者負担を考慮し、適正な収入を確保すること。

(4) 国庫支出金（各省庁等からの受託事業収入を含む。）

① 令和7年度の国庫補助制度を精査し、県単独事業から国庫補助事業への振替えが可能な場合は、これを積極的に推進すること。

② 前号に掲げる場合を除き、予算計上額を超えた交付申請等を行わないこと。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事前に財政課長に協議すること。

③ 事業の進捗に応じて手続きを進め、早期に収入を確保すること。なお、資金収支の観点から、会計局と常に緊密な連携をとること。

(5) 多様な財源の確保

県有財産の売却、県の広報媒体や庁舎施設等への企業広告の掲載、県有施設への自動販売機設置に係る入札の実施及びネーミングライツ（施設命名権）の設定、ふるさと納税・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）及びやまがた社会貢献基金に係る寄附の促進など、自主財源の確保に積極的に取り組むこと。

(6) 未収金対策の推進

山形県未収金対策本部における債権管理・回収取組方針等を踏まえ、未収金発生の未然防止と効果的な収納を全庁的に推進すること。

3 歳出関係

予算は上半期と下半期に分けて配当する。なお、下半期の配当方針は、県税、地方交付税等の主要一般財源収入の状況等を踏まえたうえで決定する。

(1) 予算執行計画

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第32条の規定による予算執行計画の策定に当たっては、当初予算が通年予算であることに鑑み、制度改正や災害等やむを得ない場合を除き補正は認めないものであることから、年度当初において計画的、効率的かつ効果的な計画設定とすることはもとより、職員の時間外勤務の縮減にも配慮した適切な計画とすること。

また、歳出予算の配当替えに際しては、過年度と同額といった漠然としたものとせず、事業執行計画を聴取するなど効果的な執行に努めること。

(2) 特定財源を充てる予算の執行

規則第34条の規定により、歳出予算のうち、その財源の全部又は一部に特定財源を充てるものについては、当該財源が確定した後でなければ予算を執行してはならないこと。

特に、国庫補助事業については、各府省庁からの配分動向を的確に把握し、本県への交付が確実に見込まれた段階で予算を執行すること。

また、年度途中で国庫補助金等が減額されたとき、又は減額される見込みがあるときは、当該減額され、又は減額される見込みの国庫補助金等に見合う歳出予算を執行してはならないこと。

(3) 投資的経費の執行

① 公共工事のコスト縮減に取り組みながら、早期の事業完成が見込まれる事業を優先するとともに、景気の動向、事業量の平準化等に対応した的確な執行に配慮すること。

特に、令和6年度において政府の補正予算により措置された事業については、その効果が迅速かつ十分に発揮されるよう、早期の執行に積極的に取り組むこと。

② 工事請負契約の入札等により執行残が生じた場合は、減額補正すること。

③ 年度内の執行が困難と見込まれる場合には、安易な予算の繰越は行わず、減額補正すること。ただし、公共工事の品質確保や円滑かつ適切な執行等のため、速やかな繰越手続を行うことにより、施工時期の平準化を図る場合を除く。

(4) 補助金等の執行

補助金、負担金、委託料、貸付金等については、予算編成時に示された支出目的に沿って、対象事業の進捗、相手方の資金計画を十分勘案のうえ執行すること。

特に、収入予算（決算）に占める繰越金の割合が高い団体に対する負担金については、当該団体及びその構成員と協議し、金額を見直すこと。

(5) 旅費の適正な執行

会議や打合せについて、引き続きWeb会議の活用を推進するとともに、必要な出張について、適正かつ効率的な旅費の執行を行うこと。

(6) 環境負荷の低減に向けた取組みの推進

「山形県環境保全率先実行計画（第5期）」に基づき、庁舎をはじめとする県有施設

における電気、燃料、水道、用紙等の使用量の節減に努めること。

4 特記事項

(1) 財政課長への事前協議

次に掲げる場合は、あらかじめ財政課長と協議すること。

- ① 令和8年度の政府予算の概算要求等に向けた各府省庁への要望協議を行う場合
- ② 工事請負契約等各種契約において、増額に結び付く変更等を行おうとする場合
- ③ 新規又は追加の予算措置を必要とする事業を計画する場合又は事情の変更等により、事業を中止し、若しくは既決予算の内容を変更（手法、手段、手順を変更する場合や、後年度の事業計画に影響がある場合を含む）して執行せざるを得ない場合

(2) 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計についても、一般会計と同じ方針の下、計画的、効率的かつ効果的に予算を執行すること。特に、病院事業会計は、「山形県病院事業中期経営計画」等を踏まえ、経営の改善に取り組むこと。

(3) 公社等への支援・指導

県が財政支援を行っている公社等については、当該団体が行っている事業の効果に評価を加え、前例踏襲に陥ることなく、支援の必要性について見直しを行いつつ、「公社等に関する指導指針」等を踏まえ、効率的な法人経営を絶えず指導すること。

また、県に事務局を置く任意団体についても、上記に準じて関与の見直しを行うこと。

(4) 情報システムの導入

情報システムの導入に当たっては、「山形県情報システム導入標準ガイドライン」に基づき、DX推進課と緊密に連携・協力しながら実施すること。

以上